

出産費の支払いが便利になります

10月から 出産費用の直接支払制度 が始まります

出産育児一時金(法定給付)は原則38万円から**42万円**へ
(産科医療補償制度対象外の場合は35万円から39万円へ)

健康保険組合では、被保険者または被扶養者が出産した場合、原則として出産後に申請をしていただき、出産育児一時金を支給していますが、その支給方法について新たに「直接支払制度」が創設されました。

直接支払制度とは？

健康保険組合が直接、医療機関等に出産育児一時金を支払う制度です。出産費用が一時金より多かった場合は、医療機関の窓口で不足分を支払っていただき、少なかった場合は、後日、健康保険組合に申請し、差額を受け取っていただくしくみです。

出産費用が出産育児一時金より多かった場合

(例) 出産費用が45万円

$$\text{出産育児一時金 } 42\text{万円}^{\ast} - \text{出産費用 } 45\text{万円} = \blacktriangle 3\text{万円} \rightarrow \text{不足分を窓口で支払い}$$

出産費用が出産育児一時金より少なかった場合

(例) 出産費用が40万円

$$\text{出産育児一時金 } 42\text{万円}^{\ast} - \text{出産費用 } 40\text{万円} = 2\text{万円} \rightarrow \text{後日、健保へ申請し受給}$$



●多額な出産費用を用意しなくて済みます。

※産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、42万円となります【在胎週数22週以降(死産含む)。それ以外の場合は39万円】。加入していない分娩機関で出産した場合は39万円となります。

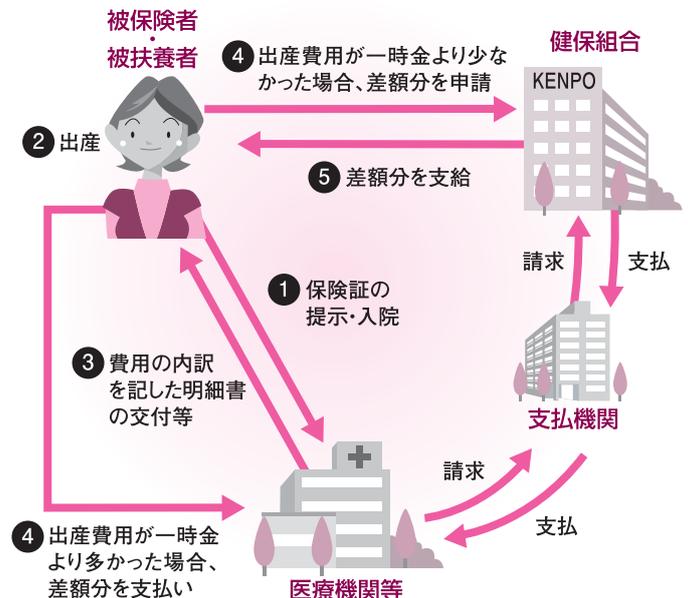
※出産育児一時金付加金については、上記の差額調整の対象とはなりません。

※直接支払を希望しないときや海外出産した場合等は、出産後に各事業所(会社)経由で健保組合に申請し、出産育児一時金を受給してください。

産科医療補償制度 平成21年1月より導入され、赤ちゃんがお産に関連して重度の脳性まひを発症した場合、補償を受けることができる制度です。

直接支払制度を利用したいときは？

- 1 医療機関から直接支払制度を利用するか聞かれますので、利用希望を伝えます。
- 2 出産(入院時に保険証を持参)。
- 3 退院時、費用の内訳を記した明細書が交付されます(明細書は後日、差額を受け取る際の証明になりますので、大切に保管してください)。
- 4 出産費用が出産育児一時金を上回る場合、窓口で不足金額を支払います。下回る場合は、健康保険組合に差額を申請します。
- 5 健康保険組合から差額分を支給します。



詳しくは横河電機健保ホームページ
(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)
をご覧ください。